三種町財産管理台帳システム構築業務仕様書

（適　用）

第１条　　本仕様書は、三種町(以下「甲」という。)が委託する三種町財産管理台帳システム構築業務（以下「本業務」という。）について適用する。

（目　的）

第２条　　本業務は、土地、建物、工作物等全ての町有財産の実態把握と財産管理台帳を整備し、総務省方式改訂モデルに準拠した普通会計財務書類作成(貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書)に必要な帳簿価額や取得財源内訳等の公共資産情報のデータ整備、財務書類への反映を行い、より精緻な財務書類の作成・分析・公表を行うとともに、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」(平成 18 年 8 月 31 日付け総務省通知：総行整第 24 号)で求められる資産・債務改革の具体的な施策を推進するための未利用地利活用方策の立案等を行うものとする。

また、総務省方式改訂モデルに完全対応したシステムを導入し、公会計における固定資産管理情報と地方自治法における公有財産管理情報の一元管理を行い、全庁的な情報共有による、業務の効率化、住民サービスの向上、及び資産の有効活用の促進等を図るものとする。

（準拠する法令等）

第３条　　本業務は本仕様書による他、次に掲げる関係法令及び施行規則等に準拠して実施するものとする。

(1)　地方自治法及び施行令
(2)　新地方公会計制度実務研究会報告書　（以下「実務報告書」という。）
(3)　「地方公共団体財務書類作成にかかる基準モデル」及び「地方公共団体財務書類作成にかかる総務省方式改定モデル」に関するＱ＆Ａ
(4)　新地方公会計モデルにおける資産評価実務手引（以下「資産評価手引」という。）
(5)　総務省方式改訂モデル財務書類の記載要領（改訂版）
(6)　地方公共団体における財務書類の活用と公表について
(7)　PRE 戦略を実践するための手引書
(8)　不動産登記法
(9)　三種町財務規則
(10)　三種町個人情報保護条例施行規則
(11)　その他関係法令等

（業務概要）

第４条　　本業務の概要は以下のとおりとする。

(1)　有形固定資産
　・土地データ整備　　約 15,000 筆
　・建物データ整備　　約 450 棟
　・工作物、機械器具、物品等データ整備　　1 式
(2)　無形固定資産
　・用益物権、ソフトウェア等データ整備　　1 式
(3)　各種管理台帳
　・貸付、車両、建物附属設備等データ整備　　1 式
(4)　金融資産
　・有価証券、出資による権利等データ整備　　1 式

(5)　財務書類基礎資料作成　　1式
(6)　財務書類分析、公表用資料作成　　1式
(7)　財産管理台帳システム構築　　1式

（業務遂行基準）
第５条　　本業務を遂行するにあたり、受託者(以下「乙」という。)は、専門的知識を有する主任技術者をもって秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要するものについては、相当の能力及び経験を有する技術者を配置するものとする。

（提出書類）
第６条　　本業務の着手に先立ち、乙は速やかに次の書類を甲に提出し、その承認を得るものとする。
(1)　業務着手届
(2)　業務実施計画書
(3)　業務工程表
(4)　主任技術者の選任届
(5)　その他甲が指示する関係書類

（関係官公署との折衝）
第７条　　本業務遂行のために関係官公署との事務手続きが必要な場合は、甲と協議の上処理するものとする。

（成果品の帰属）
第８条　　本業務における成果品はすべて甲に帰属するものとし、乙は甲の許可なく第三者に公表、貸与又は使用してはならない。

（財産管理台帳システムの使用・維持）
第９条　　財産管理台帳システム（以下「本システム」という。）の使用・維持は、次のとおりとする。
(1)　本システムのソフトウェアを甲所有のコンピュータにインストールして使用することができるものとする。
(2)　インストールするコンピュータは、業務上使用する機器に限定し、個人所有の機器への使用は禁止するものとする。
(3)　乙は、甲が本システムを使用期間中、常時正常な運転状態、及び機能の働く状態に維持する為の保守整備を行う義務を負うものとする。但し、故意による損害を与えた場合、使用及び維持するために発生する経費については、甲において弁済するものとする。

（本システムのプログラムに関する権利）
第１０条　本システムにおけるプログラムの権利等については、次のとおりとする。
(1)　著作権は開発元に帰属するものとする。
(2)　本システムのプログラムは、乙より「ソフトウェアパッケージ」として、甲に対し提供するものとする。
(3)　乙は、甲がこのシステムを破棄するまでの間、その使用権を承認するものとする。
(4)　本システムに甲が別途拡張機能等を追加する場合には､乙の承諾を受けるものとする。

（禁止行為）
第１１条　本システムの導入にあたり、禁止事項を定め双方これを行ってはならない。但し、特に必要が生じ書面により通知の上で双方協議・合意を得た場合は、この限りではない。
２　前１項に規定する甲の禁止事項を次のとおりとする。

(1)　本システムの他への譲渡及び使用許諾。
(2)　本システムの取扱説明書の複製。
(3)　本システムの機密もしくは知識の漏洩。
(4)　本システムを転貸すること。
(5)　プログラムの改変等。

3　前１項に規定する乙の禁止事項を次のとおりとする。
本システムを納入するにあたり知り得た甲の一切の情報について、第三者に漏洩してはならない。

4　前２・３項の各号の行為を無断で行い損害を与えた場合は、与えた損害の範囲内で賠償の義務を負うものとする。

（成果品の瑕疵）
第１２条　納品の後、成果品に「瑕疵」が発見された場合は甲の指示に従い、必要な処置を乙の負担において行うものとする。

（成果品の検査）
第１３条　乙は、本業務が完了したときは遅延なく成果品を業務完了届とともに甲に提出し、成果品については主任技術者立ち会いの上、甲の検査員による検査を受けるものとする。

（工 期）
第１４条　本業務の履行期限については、契約締結の翌日より平成 26 年 3 月 28 日までとする。

（公会計キックオフミーティング）
第１５条　本業務の概要説明や、公会計整備推進に伴う勉強会を開催するものとする。

（貸与資料）
第１６条　本業務に必要な貸与資料は次のとおりとし、使用保管に際しては汚損、破損、紛失等がないよう責任をもって取扱い、指定期日までに返納するものとする。

(1)　貸借対照表(平成 24 年度)　：Excel 形式
(2)　有形固定資産明細表(平成 24 年度)　：Excel 形式
(3)　年度別有形固定資産集計表(平成 24 年度)　：Excel 形式
(4)　行政コスト計算書(平成 24 年度)　：Excel 形式
(5)　純資産変動計算書(平成 24 年度)　：Excel 形式
(6)　売却可能資産明細表(平成 24 年度)　：Excel 形式
(7)　財務 4 表作成ワークシート(平成 24 年度)　：Excel 形式
(8)　財務 4 表作成ワークシート補助表(平成 24 年度)　：Excel 形式
(9)　地方財政状況調査表(平成 24 年度)　：紙媒体
(10) 維持補修費及び受託事業費の目的別の状況　：CSV 形式
(11) 固定資産土地課税台帳(平成 25 年 1 月 1 日時点)　：CSV 形式
(12) 公有財産台帳(土地・建物)　：紙媒体
(13) 財産に関する調書　：紙媒体
(14) 建物共済台帳　：紙媒体
(15) 建物施設平面図等　：紙媒体
(16) 公立学校施設台帳　：紙媒体
(17) 貸付・借受財産台帳　：紙媒体
(18) 賃貸借物件契約書　：紙媒体
(19) 固定資産税概要調書　：紙媒体
(20) 地番図(平成 25 年 1 月 1 日時点)　：Shape 形式
(21) 家屋図(平成 25 年 1 月 1 日時点)　：Shape 形式

(22) 航空写真オルソ画像　：Tiff 又は Jpeg 形式
(23) 認定路線網図　：Shape 形式
(24) 道路台帳調書　：CSV 形式
(25) 橋りょう台帳　：CSV 形式
(26) 農道台帳　：紙媒体
(27) 林道台帳　：紙媒体
(28) 公園台帳　：紙媒体
(29) 消防施設台帳　：紙媒体
(30) 森林国営保険証書　：紙媒体
(31) 物品台帳　：紙媒体
(32) 車両関連資料　：紙媒体
(33) 無形固定資産関連資料　：紙媒体
(34) 金融資産関連資料　：紙媒体
(35) 法令等に基づく規制資料　：紙媒体ほか
(36) その他必要資料等

（データ整備基準）
第１７条　有形固定資産、無形固定資産等のデータ整備を行うにあたり、既存の公有財産台帳等の精査を行うとともに、公会計の主旨を十分に理解し、財務書類基礎資料作成に必要となる公共資産情報のデータ整備を効果的かつ効率的に行うものとする。

（資産種別）
第１８条　本業務においてデータ整備する、有形固定資産、無形固定資産の資産種別は、次のとおりとする。
(1)　有形固定資産
土地、建物、立木竹、*工作物、*機械器具、*物品
*工作物：道路、農道、林道、橋りょう、トンネル、立体交差、人工地盤、公園施設、水門・樋門、池沼、河川、水路、プール、防火水槽、その他工作物
*機械器具: ポンプ施設、ごみ焼却設備、機械及び装置
*物品：備品、車両、美術品、骨董品
(2)　無形固定資産
用益物権、無体財産権、ソフトウェア

（棚卸実施要領の作成）
第１９条　実務報告書、資産評価手引等に基づき、有形固定資産、無形固定資産の「棚卸実施要領」を作成するものとする。

（財産の抽出、調査）
第２０条　「棚卸実施要領」に基づき、有形固定資産、無形固定資産の抽出及び調査を行うものとする。

（全部事項証明書の確認）
第２１条　土地の事業用資産については、登記全部事項証明書の記載内容を確認するものとする。

（現況確認）
第２２条　航空写真や地番図等により、土地及び建物の現況確認を行うものとする。

（現地調査）
第２３条　土地の未利用地と不法占用地、及び建物については、現地調査を行うものとする。

（精査用資料の作成）
第２４条　甲が調査結果を確認するための資料として、前条までの作業結果を基に、精査用資料を作成するものとする。尚、各所管部署において統一した手法により精査を行うために庁内説明会を実施し、具体的な精査の方法や留意点について説明を行うものとする。

（資産評価基準書の作成）
第２５条　実務報告書、資産評価手引等に基づき、有形固定資産、無形固定資産の「資産評価基準書」を作成するものとする。

（公正価値評価）
第２６条　「資産評価基準書」に基づき、有形固定資産、無形固定資産の公正価値評価を行うものとする。

（各種管理台帳データ整備）
第２７条　有形固定資産、無形固定資産に従属する、次の各種管理台帳のデータ整備を行うものとする。
(1)　貸付・借受台帳
(2)　車両台帳
(3)　建物附属設備台帳
(4)　複合施設台帳
(5)　未利用財産台帳
(6)　売却可能資産台帳
(7)　修繕台帳(資本的支出を含む)
(8)　リース資産台帳
(9)　建設仮勘定台帳

（金融資産データ整備）
第２８条　金融資産については、次のデータ整備を行うものとする。
(1)　有価証券
(2)　出資による権利
(3)　基金

（未利用地の類型評価）
第２９条　資産の有効活用を行うにあたり、「PRE 戦略を実践するための手引書」に基づき、未利用地利活用類型別実施基準を策定し、未利用地類型評価を行うものとする。

（未利用地利活用方策の立案）
第３０条　未利用地類型評価等を基に、甲と乙が協議の上、具体的な「未利用地利活用方策」の立案を行うものとする

（地図データ整備）
第３１条　土地(筆)、建物(棟)の形状をポリゴン形式にて作成し、所在地の確認ができるものとする。尚、一筆を複数の用途で利用している場合については、用途分割を行うものとする。

（試算表の作成）
第３２条　棚卸前後の価額と数量の差異が確認できる、有形固定資産明細表と財産に関する調書の「試算表」を作成するものとする。

（財務書類基礎資料の作成）
第３３条　貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書に反映する科目の数値を算出するための「財務書類基礎資料」を作成するものとする。尚、有形固定資産の一括整備による決

算統計情報振替処理を行い、資産毎に取得財源内訳、資産評価差額等の公共資産情報を作成するものとする。

（財務書類への反映）
第３４条　「財務書類基礎資料」を基に、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書の財務書類を調製するものとする。

（財務書類の分析）
第３５条　財務書類の分析については、分析の視点と住民等のニーズを踏まえた、経営分析指標を定め行うものとする。

（財務書類公表用資料の作成）
第３６条　「財務書類公表用資料」については、必要な説明や分析を加えてわかりやすい資料を作成するものとする。尚、公表用資料を作成するにあたっては、甲乙十分な協議を行うものとする。

（異動事由増減整理表の作成）
第３７条　実務報告書に準拠した資産の増減管理を行うための「異動事由増減整理表」を作成するものとする。

（非金融資産明細表の作成）
第３８条　「異動事由増減整理表」に基づいた、「非金融資産明細表（実務報告書 別表 A5-4⑤有形・無形固定資産明細表)」を作成するものとする。

（ハードウェア等の調達）
第３９条　ハードウェア等の調達は、次のとおりとする。尚、システムを利用するクライアントは甲所有のものとする。

(1)　サーバ
① サーバは処理性能および設置場所を考慮し、必要な台数を提供すること。尚、サーバの接続については、庁内ネットワーク網に接続すること。
② OS がブート可能な DVD-ROM 又は CD-ROM ドライブ装置を有すること。
③ サーバの筐体は、19 インチラックに収納できること。
④ アクセスが集中してもサーバーパフォーマンスが低下しないよう考慮すること。
⑤ CPU、主記憶容量は、業務プログラムがストレス無く稼動する性能を満たすこと。
⑥ 磁気ディスク装置は、ホットスワップ可能な RAID1, RAID5 または RAID6 構成とすること。
⑦ 磁気ディスク装置は、5 年後に必要となるディスク容量を予測し、バックアップを含めデータ収納が可能な容量を備えていること。
⑧ コンソールは本体に接続またはネットワークを介して使用できること。
⑨ 通信速度 1Gbps 以上のネットワークインターフェースを 2 ポート以上備えること。また、ネットワークプロトコルとして TCP/IP を使用してネットワーク機器に接続すること。
⑩ 省スペース、省電力に考慮した構成とすること。
⑪ 必要に応じ、DBMS(データベースソフトウェア)等のミドルウェアを提供すること。
⑫ 必要に応じ、コンピュータウィルス検知・駆除等の対策を導入すること。

(2)　バックアップ装置等
① ディスクの内容を最低 1 日 1 回、設定した時間に人手を介さずに自動的にバックアップできること。
② 瞬断および予定していない停電時にシステムを自動的にシャットダウンさせる UPS を有すること。

(3)　ハードウェア保守
　① ハードウェアの保守については、5年間のオンサイト保守サービスを含むこと。
(4)　クライアントPC
　① ブラウザは、Internet Explorer6.0 SP2以降とすること。尚、ブラウザのバージョンアップにも対応できること。
　② 上記ブラウザが動作可能なOSとすること。
　③ 帳票印刷する場合は、甲がクライアントに準備するMicrosoft Excel XP以上にて動作すること。

（システムの概要）
第４０条　本システムの概要は次に掲げるものとする。
(1)　本システムの構成
　本システムは、既存の庁内ネットワークと端末パソコンによるオンラインシステムとし、端末パソコンにアプリケーションをインストールしないWEB形態のシステムとする。
(2)　ライセンスの要件
　庁内ネットワークを利用して接続する全ての端末から閲覧、入力等が可能な状態とする。
　① 検索、閲覧権限
　　台帳機能：無制限ライセンス
　　ＧＩＳ機能：無制限ライセンス
　② 入力、編集権限
　　台帳機能：無制限ライセンス
　　ＧＩＳ機能：1ライセンス

（システムの機能要件）
第４１条　本システムの機能要件については、（様式７）システム機能要件に掲げるものとする。

（システムの設置）
第４２条　本作業は、システムのインストール、台帳データ、地図データ等のデータベースのセットアップを行うとともに、庁内LANとの接続設定を実施し、システムの正常な動作確認及び検証を行ったうえ指定場所への設置を行うものとする。

（マニュアルの作成）
第４３条　本システムの操作マニュアル、及び公会計の会計処理、事務運用等について記載した財産管理台帳運用マニュアルを作成するものとする。

（納入成果品）
第４４条　本業務における主な納入成果品は次のとおりとする。
(1)　有形固定資産データファイル・・・・・・・・・・・・1式
(2)　無形固定資産データファイル・・・・・・・・・・・・1式
(3)　各種管理台帳データファイル・・・・・・・・・・・・1式
(4)　金融資産データファイル・・・・・・・・・・・・・・1式
(5)　棚卸実施要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1式
(6)　資産評価基準書・・・・・・・・・・・・・・・・・・1式
(7)　未利用地利活用方策・・・・・・・・・・・・・・・・1式
(8)　試算表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1式
(9)　財務書類基礎資料・・・・・・・・・・・・・・・・・1式
(10) 財務書類公表用資料・・・・・・・・・・・・・・・・1式
(11) 異動事由増減整理表・・・・・・・・・・・・・・・・1式
(12) 非金融資産明細表・・・・・・・・・・・・・・・・・1式
(13) ハードウェア等・・・・・・・・・・・・・・・・・・1式

(14) 財産管理台帳システム・・・・・・・・・・・・・・・1式
(15) システム操作マニュアル・・・・・・・・・・・・・・1式
(16) 財産管理台帳運用マニュアル・・・・・・・・・・・・1式

（仕様書再作成）
第４５条　乙は、本プロポーザルにおいて企画提案した内容を、本仕様書に加除修正し、甲と乙が協議の上、本業務の仕様書を再作成するものとする。